

セーフティネット保証第4号認定申請のご案内

令和4年12月

【中小企業信用保険法第2条第5項第4号】(突発的災害(自然災害等))

(1)認定申請期間(新型コロナウイルス感染症)

令和5年3月31日まで

(2)認定に当たっての要件

- 要件1 経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 要件2 個人の場合は事業所、法人の場合は本店または事業実体のある事業所が武蔵野市内にある中小企業者。
- 要件3 経済産業大臣の指定を受けた災害等(新型コロナウイルス感染症は指定あり。指定期間は令和5年3月31日まで)の影響を受けた後、最近1か月間※①の売上高等が前年同期※②に比べて20%以上減少していること。
※①新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、確認可能な「最近1か月」の売上高等が前年同期比に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、「最近1か月」を「最近6か月」等として申請が可能。
※②前年同期が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、前々年の同期と比較することが可能。
- 要件4 要件3の後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期※②に比して20%以上減少することが見込まれること。

(3)申請に必要なもの

- ① 認定申請書 様式第4 1部※[注1]を参照
- ② 【法人】直近の法人税確定申告書の別表1(電子申告の場合は、收受印の代わりに「メール詳細」も添付)、決算報告書及び法人事業概況説明書(表紙及び月別売上がわかるページ) 1部※[注2]を参照
【個人】直近の確定申告書の第1表(電子申告の場合は、收受印の代わりに「メール詳細」も添付)及び申告決算書と月別売上が分かるページ 1部※[注2]を参照
- ③ 【法人】履歴事項全部証明書 1部※[注3]を参照
【個人】住民票又は印鑑証明 1部※[注3]を参照
※住所(個人)、本店(法人)が市外の場合は、別途、市内に主たる事業所があることを証明する書類をご提出ください。
- ④ 売上高等を証明する書類 1部※[注4]を参照
※余白に必ず事業者名/代表者名を記入の上、代表者印(実印)を押印してください
- ⑤ 返信用封筒(切手を貼付したもの) 1部 ※定型封筒の場合84円、レターパックなども可能です。

[注1] 印鑑は、実印を使用してください。

※認定申請書様式は、産業振興課窓口にて配布、または武蔵野市 HP からダウンロード可能です。

[注2] 税務署又は青色申告会の收受印が押印されていない場合や、電子申告をされてメール詳細がない場合は税務署発行の「納税証明書その2」を添付してください。

[注3] コピー可です。いずれも、交付3か月以内のものをご提出ください。

[注4] 認定申請書に記入した売上高等(実績・見込み)を月別で確認できる書類をご提出ください(試算表、売上台帳など)。売上高等実績は、税務署に申告したものと相違は認められません。

(4)申請の流れ

- ① 申請書を市役所西棟7階 産業振興課に提出(郵送・窓口どちらでも可能です)。
- ② 申請書類受理後、1週間ほど審査にお時間を頂戴します。
- ③ 発行のご連絡→発行・郵送
- ※ 郵送申請の際には、担当者のご連絡先が分かるもの(携帯電話の番号等)を同封してください。

(5)備考

- 認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日とします。